

台風・大雨等の自然災害への対応について

福岡県立筑紫丘高等学校

特別警報への対応について

居住地において特別警報が発令されているときは、特別警報の種類によらず、ただちに地元市町の避難情報に従うなど、身を守る適切な行動をとること。また、福岡市南区学校周辺において特別警報が発令されているときは、安全を最優先とし、登校しないこと。

特別警報ではない場合の対応

- (1) 直前日に具体的な指示があった場合は、その指示に従って安全に対処すること。
- (2) 直前日が長期休業や週休日・休日等にあたり指示ができない場合や、状況が急変した場合などは、以下のように対処すること。

① 台風の場合

午前7時（朝課外実施予定の時は午前6時）の時点で居住地または福岡市南区学校周辺において暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発令されている、かつ、西鉄電車が運休（西鉄大橋駅を含む区間）している場合

自宅で待機し、西鉄電車が通学する区間において運行を再開した場合は、保護者と相談し安全確認のうえ登校する。自転車等で通学する生徒も、西鉄電車が運行（西鉄大橋駅を含む区間）していることを確認次第、保護者と相談し、安全確認のうえ登校する。

※ただし、暴風警報、大雨警報及び洪水警報が発令されていない状況または西鉄電車が運行している状況であっても、通学経路に土砂崩れ、道路冠水、洪水の危険等が予想され、安全に登校することが心配される場合は、学校にその旨を連絡し、自宅に待機すること。

さらに、午前11時の時点で暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発令されている、かつ、西鉄電車が運行再開（西鉄大橋駅を含む区間）されていない場合

当日は登校しないこととする。この時点で、当日は臨時休校とすることもある。その場合、すでに登校している生徒については安全を確認した後に、下校させる。

② 大雨の場合（居住地周辺や通学経路で土砂崩れ、道路冠水、洪水の危険が予想される場合）

午前7時（朝課外実施予定の時は午前6時）の時点で、居住地または福岡市南区学校周辺において大雨警報または洪水警報が発令されている、かつ、西鉄電車が運休（西鉄大橋駅を含む区間）している場合

自宅で待機し、西鉄電車が通学する区間において運行を再開した場合は、保護者と相談し安全確認のうえ登校する。自転車等で通学する生徒も、西鉄電車が運行（西鉄大橋駅を含む区間）していることを確認次第、保護者と相談し、安全確認のうえ登校する。

※ただし、大雨警報及び洪水警報が発令されていない状態または西鉄電車が運行している状況であっても、通学経路に土砂崩れ、道路冠水、洪水の危険等が予想され、安全に登校することが心配される場合は、学校にその旨を連絡し、自宅に待機すること。

さらに、午前11時の時点で大雨警報、洪水警報のいずれかが発令されている、かつ、西鉄電車が運行再開（西鉄大橋駅を含む区間）されていない場合

当日は登校しないこととする。この時点で、当日は臨時休校とすることもある。その場合、すでに登校している生徒については安全を確認した後に、下校させる。

③ 地震、大雪等の自然災害の場合

地震、大雪等の自然災害にともない、午前7時（朝課外実施予定の時は午前6時）の時点で、西鉄電車が運休（西鉄大橋駅を含む区間）している場合、あるいは運休することが明白に予測される場合

自宅で待機し、西鉄電車が運行を再開した場合は、安全を確認のうえ登校する。自転車等で通学する生徒も、自宅で待機し、西鉄電車が運行を再開次第、保護者と相談し、安全を確認のうえ登校する。

※ただし、西鉄電車の運行が再開されても、通学経路の状況（地震の場合は、道路の損壊、建物の崩落など。大雪の場合は路面凍結など）によって安全に登校することが心配され自宅に待機せざるを得ないと判断する場合は、学校にその旨を連絡し、自宅に待機すること

さらに、午前11時の時点まで、西鉄電車の運休状態（西鉄大橋駅を含む区間）が続いている場合

臨時休校とし、当日は登校を一切禁止する。

④ 自然災害に伴う欠席、欠課の取り扱いについて

上記の措置に伴い、授業が予定されていた日に登校できなかった場合、あるいは予定されていた授業を欠課した場合、欠席または欠課として取り扱わない。

⑤ 学校のホームページ等について

○筑紫丘高校のホームページの「緊急連絡」欄アドレス
<http://chikushigaoka.fku.ed.jp>

○西日本鉄道（株）のホームページアドレス
<http://www.nishitetsu.jp/>

○テレビでの文字放送（NHK等のdボタン）やインターネットで交通情報を見ることで、現在の西鉄電車の運行状況を把握することができる。